

証券コード 431A  
(発送日) 2026年3月9日  
(電子提供措置の開始日) 2026年3月2日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
ユーソナー株式会社  
代表取締役社長 長 竹 克 仁

## 第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://usonar.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/431A/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ユーソナー」又は「コード」に当社証券コード「431A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月23日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

### [書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2026年3月24日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
東京オペラシティタワー 7階 会議室1b  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第36期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の監査報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
    - ・ 計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

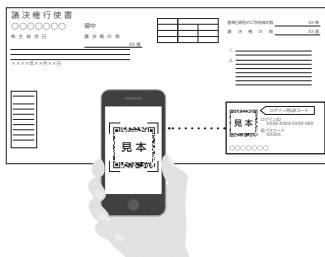


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

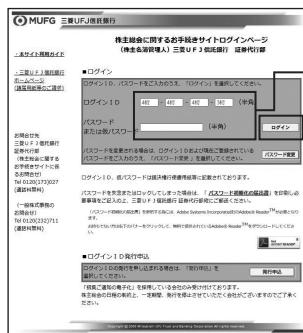


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善に加え、日本初の女性首相の就任により、経済財政政策への期待から株価は高水準で推移しており、緩やかな回復傾向にあります。

一方で、急激な為替変動による資源価格の高騰や、日本銀行による追加利上げに伴う金利上昇が、個人消費意欲に与える影響などから、経済の先行きには依然として不透明感が残る状況が続いております。

当社の属するインターネット附随サービス業の市場においては、2025年11月の月間売上高は前年同月比11.1%増となっており、プラス成長を継続しております（出所：2026年1月23日公表の総務省統計局の「サービス産業動態統計調査（2025年11月分速報）」）。企業のDX推進や、生成AI・機械学習・ビッグデータ解析等への取り組みは重要性が高く、IT投資への意欲は減退することなく、今後も市場は拡大基調にあると予測しております。

また、近年の生成AIの台頭は、当社にとっての商機と捉えております。当社が独自構築した法人企業データベース「LBC」は、約30年間にわたり、人の手により収集したデータを蓄積しております。これらのデータは、当時のアナログ媒体から取得したものであり、現在では入手不可能な情報を含んでおります。Webから最新のデジタルデータを取得することで解析を行うAIとは、差別化が図られており、AIに代替されることのない独自のポジショニングを確立しております。

このような状況の中、当社は製品・サービス力の拡充により、既存顧客との関係維持・強化と、新規顧客の開拓を行うことで、顧客基盤の拡大を推進しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は7,191,612千円（前期比18.4%増）、営業利益は1,390,867千円（前期比52.7%増）、経常利益は1,377,366千円（前期比51.5%増）、当期純利益は888,998千円（前期比40.2%増）となりました。

なお、当社は、データベースマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は177,790千円であり、その主なものは工具、器具及び備品の取得25,208千円、ソフトウェアの開発142,791千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は2025年10月17日付で東京証券取引所グロース市場に上場しており、これに伴い、公募による自己株式の処分により92,000千円、第三者割当による自己株式の処分により638,848千円の資金調達を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 33 期 (2022年12月期)	第 34 期 (2023年12月期)	第 35 期 (2024年12月期)	第 36 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	4,041,056	5,038,601	6,074,883	7,191,612
経 常 利 益 (千円)	102,666	123,994	909,190	1,377,366
当 期 純 利 益 (千円)	64,861	74,741	634,157	888,998
1 株当たり当期純利益 (円)	9.30	9.56	81.12	112.95
総 資 産 (千円)	3,707,339	3,945,799	4,941,866	7,330,415
純 資 産 (千円)	1,953,634	2,028,376	2,658,540	4,278,386
1 株当たり純資産額 (円)	249.38	258.94	340.05	520.79

(注) 当社は、2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第33期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

##### ① 競争しない競争戦略の徹底

当社では、他社とは競争しない競争戦略として「非競（ひきょう）」を掲げております。当社の主力商材である「ユーソナー」は、他社の提供するSFAやMAと、APIでの連携ができる仕様であります。これにより他社を排除することなく、「ユーソナー」の導入を提案することが可能となっております。今後もデータの正確性や検索スピードのアップ等、ユーザビリティ向上のための積極的な投資を行ってまいります。

##### ② 既存クライアントの維持

「ユーソナー」は年間契約で提供しており、また継続して使用することによりデータが蓄積されるサービスであります。「ユーソナー」の営業活動は新規クライアントへのアプローチのみならず、導入済の既存クライアントに対しても、ログイン状況を把握し、使用頻度を高めるための施策を提案し、解約の防止に努めてまいります。

##### ③ システムの安定的な稼働

当社が提供している「ユーソナー」はウェブ上で運営されており、情報漏洩の防止や不休の運用が必須となっております。快適かつ安全なサービスを提供するためにも、データの保守・保管については外部業者に部分的委託を行っており、強固なセキュリティレベルを維持しております。今後もセキュリティ機器の拡充等、システムの安定稼働に向けた投資は積極的に行ってまいります。

##### ④ 情報セキュリティの強化

当社の提供する製品・サービスの利用者数が増加し、システムやデータの規模が拡大するに伴い、外部からの不正な手段による侵入等によって、個人情報等を含む重要なデータが消去される、あるいは、外部に流出する恐れも増加することになります。これらの情報の保護等の体制強化のため、当社は情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準規格であるISO27001（ISO/IEC27001）の認証を取得しております。今後とも、当社の役員及び従業員の情報取扱いに関する教育・訓練等を含め、情報セキュリティ管理体制の継続的な強化に努めてまいります。

##### ⑤ 組織体制の強化

限られた人的リソースを効率的に活用するためには、組織体制の強化が必要となります。従来から行っていた従業員向けの研修に加え、マネジメント能力強化を目的とした管理職向けの研修を定期的に行い、組織力の底上げを図ってまいります。

また、環境の変化に柔軟に対応するために組織再編を適宜行ってまいります。

⑥ 優秀な人材の獲得・育成及び長期雇用の促進

事業の継続的な発展を実現するためには、優秀な人材の獲得・育成及び長期雇用が重要であります。そのためには、従業員の働き方の多様化、快適で働きやすい職場環境の整備、福利厚生制度の充実、全社的な給与水準の向上等を検討し、実行に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

主なサービス	主要サービス
データベースマーケティング	マーケティングデータ 企業情報データベース「LBC」(エルビーシー) 顧客データ統合ソリューション「uSonar」(ユーソナー) 経営戦略プラットフォーム「PLANSonar」(プランソナー) 名刺管理/企業情報アプリ「mSonar」(エムソナー) データクレンジング・名寄せ データエンハンスメント・属性付与 顧客データ分析 BtoBネイティブ広告 登記ソナー

**(6) 主要な事業所** (2025年12月31日現在)

事業所名	所在地
本 社	東京都新宿区

**(7) 使用人の状況** (2025年12月31日現在)

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
228名	5名増	34歳2ヶ月	6年8ヶ月

- (注) 1. 上記従業員にはアルバイト社員71名を含んでおりません。  
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、月末満を切り捨てて表示しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	115,034千円
株式会社みずほ銀行	14,983千円
株式会社りそな銀行	15,034千円
株式会社三井住友銀行	61,650千円
日本生命保険相互会社	50,000千円

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2025年10月17日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 34,748,000株  
(2) 発行済株式の総数 8,687,000株  
(3) 株主数 1,797名  
(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
福 富 七 海	4,052,000	49.3
三井物産企業投資投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井物産企業投資株式会社	782,100	9.5
株式会社日本政策投資銀行	658,900	8.0
MSIP CLIENT SECURITIES	286,700	3.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	282,800	3.4
野村信託銀行株式会社 (信託口)	277,700	3.4
株式会社SBI証券	187,124	2.3
楽天証券株式会社共有口	111,800	1.4
野村証券株式会社	97,900	1.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	90,800	1.1

(注) 当社は、自己株式471,800株を保有しておりますが、上記株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	福 富 七 海	－
代表取締役社長	長 竹 克 仁	－
取締役 C I O	置 田 富 士 夫	データコントロール本部長
取締役 C L O	羽 根 田 紀 子	管理本部長兼総務人事グループ長
取締役	北 澤 光 剛	管理本部 MXグループ長
取締役	小 林 良 樹	防衛大学校総合安全保障研究科 非常勤講師 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 特任教授 芝浦工業大学デザイン工学部 非常勤講師 デジタルハリウッド大学デジタルコミュニケーション学部 客員教授 千葉経済大学経済学部 非常勤講師 情報セキュリティ大学院大学 客員教授
取締役	岩 本 隆	KIパートナーズ(株) 代表取締役社長 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 講師 山形大学 客員教授
取締役	河 合 浩 代	－
取締役	森 詩 絵 里	インテグラル法律事務所 パートナー弁護士 (株) ビジョン 社外取締役 LiME (株) 社外監査役 (株) 綱屋 社外取締役 (監査等委員) (株) Warranty technology 社外監査役 デジタル・インフォメーション・テクノロジー (株) 社外取締役 (株) FCE 社外監査役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（常勤監査等委員）	工 藤 遥 香	—
取締役（監査等委員）	鶴 見 真 利 子	鶴見真利子公認会計士事務所 所長 藤倉コンポジット（株） 社外取締役（監査等委員） （株）エーアンドエーマテリアル 社外監査役 つみき監査法人 社員
取締役（監査等委員）	小 林 仁 子	小林孝雄税理士事務所 小林仁子公認会計士事務所 所長 （株）ニッソウ 社外取締役（監査等委員） オプティメッドホールディングス（株） 社外監査役 （株）サン・システム 社外監査役 オプティメッドあいず（株） 社外監査役 （株）STホールディングス 社外監査役
取締役（監査等委員）	黒 須 篤 夫	—

- (注) 1. 小林良樹氏、岩本隆氏、河合浩代氏及び森詩絵里氏は、社外取締役であります。
2. 鶴見真利子氏、小林仁子氏及び黒須篤夫氏は、監査等委員である社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、工藤遥香氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 鶴見真利子氏及び小林仁子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役の小林良樹氏、岩本隆氏、河合浩代氏、森詩絵里氏、鶴見真利子氏、小林仁子氏、黒須篤夫氏を独立役員として指定し、東京証券取引所へ届け出ております。

6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職状況
武井涼子	2025年3月28日	任期満了による退任	社外取締役 (一社) 奏楽会 事務局長 (公財) 日本吟剣詩舞振興会 理事 フェリス女学院大学音楽学部 教授 ヤンマーホールディングス(株) 社外取締役 フェリス女学院大学副学長

**(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

**(3) 補償契約の内容の概要等**

当社は、取締役（監査等委員である者を除く。）及び監査等委員である取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしております。

- ・争訟費用のうち通常要する費用の額を超える部分
- ・当社が損害金等を賠償するとすれば被補償者である取締役（以下「被補償者」という。）が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分
- ・被補償者がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う損害金等の全部又、当社が被補償者に対し補償金を支払った後であっても、次の事項に該当する場合には、被補償者は当社に対して補償金の全部又は一部を返還することとしております。
- ・被補償者が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等の全部

- ・本契約に基づき補償を受けた費用等の全部又は一部について補償を受けることができないことが判明した場合には、補償を受けた費用等のうち本契約に基づき補償を受けることができない部分
- ・当社が保険者との間で締結する保険契約のうち被補償者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、被補償者を被保険者とするものに基づき、被補償者が保険者から填補を受けた場合には、補償を受けた費用等のうち当該填補を受けた部分

#### **(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である者を含む。）であり、取締役会決議により被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当した場合には填補の対象としないこととしております。

- ・当社及び役員等が違法に利益または便宜を得た場合
- ・法令及び当社社内規程等に違反することを認識しながら行った行為

## (5) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年9月13日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、（5）内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

#### a. 取締役（監査等委員を除く）の報酬制度概要

当社の役員報酬制度は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて、健全なインセンティブとして機能するよう設計しております。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の報酬額は、2024年3月29日開催の第34期定時株主総会決議に基づき、年額1,000,000千円（うち社外取締役20,000千円）の範囲内で決定します。

なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）9名（うち、社外取締役4名）となっております。

#### b. 取締役の報酬等の内容の決定体制

当社取締役の役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保及び説明責任の向上を図るため、取締役会の任意の機関として報酬委員会を設置しております。また、取締役会決議をもって、監査等委員でない取締役の個別の報酬額の決定を報酬委員会に委任することとしており、個別の報酬の決定にあたり、より透明性の高いプロセスを実現しております。

報酬委員会の構成員の役職名及び氏名は以下のとおりです。

委員長	： 取締役CLO	羽根田 紀子
委員	： 社外取締役	河合 浩代
委員	： 社外取締役 監査等委員	小林 仁子

c. 報酬の種類及び割合の決定

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）の役員報酬は、「固定報酬」のみで構成されております。また、社外取締役の役員報酬も、「固定報酬」のみで構成されております。

d. 固定報酬

取締役の個人別の報酬額の設定については、各取締役の業務内容及び責任範囲等を勘案し、報酬委員会において決定した上で毎月支給します。

e. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等

社外取締役の報酬等は、職務内容を踏まえた固定報酬のみであり、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で、報酬委員会において決定し、任期中毎月支給します。

f. 監査等委員の報酬等

監査等委員である取締役の報酬等は、職務内容を踏まえた固定報酬のみであり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個人別基本報酬を定め、任期中毎月支給します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連 動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	104,622 (8,850)	104,622 (8,850)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	10 (5)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14,780 (8,850)	14,780 (8,850)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	119,403 (17,700)	119,403 (17,700)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	14 (8)

- (注) 1. 上表には、2025年3月28日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬限度額は、2024年3月29日開催の第34期定時株主総会において、年額1,000,000千円以内（但し、使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役4名）であります。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2024年9月30日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役2名）であります。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

① 取締役小林良樹氏は、防衛大学校の総合安全保障研究科非常勤講師、明治大学の公共政策大学院ガバナンス研究科特任教授、芝浦工業大学のデザイン工学部非常勤講師、デジタルハリウッド大学のデジタルコミュニケーション学部客員教授、千葉経済大学の経済学部非常勤講師及び情報セキュリティ大学院大学の客員教授を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役岩本隆氏は、KIパートナーズ株式会社の代表取締役社長、慶應義塾大学大学院の経営管理研究科講師及び山形大学の客員教授を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役森詩絵里氏は、インテグラル法律事務所のパートナー弁護士、株式会社ビジョンの社外取締役、LiME株式会社の社外監査役、株式会社綱屋の社外取締役（監査等委員）、株式会社Warranty technologyの社外監査役、デジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社の社外取締役及び株式会社FCEの社外監査役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役鶴見真利子氏は、鶴見真利子公認会計士事務所の所長、藤倉コンポジット株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社エーアンドエーマテリアルの社外監査役及びつみき監査法人の社員を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役小林仁子氏は、小林仁子公認会計士事務所の所長及び小林孝雄税理士事務所の従業員、株式会社ニッソウの社外取締役（監査等委員）、オプティメッドホールディングス株式会社の社外監査役、株式会社サン・システムの社外監査役、オプティメッドあいず株式会社の社外監査役及び株式会社STホールディングスの社外監査役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

役職及び氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 小林 良樹	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち全回出席しています。大学の非常勤講師及び特任教授を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。情報について具体的な提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。</p>
取締役 武井 涼子	<p>2025年3月28日開催の定時株主総会の任期満了による退任までの当事業年度に開催された取締役会4回のうち3回出席しています。経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。重要事項の決定に関し、様々な視点からの提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。</p>
取締役 岩本 隆	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち全回出席しています。経営者や大学の講師を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。情報について具体的な提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。</p>
取締役 河合 浩代	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち全回出席しています。経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。重要事項の決定に関し、様々な視点からの提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。</p>
取締役 森 詩絵里	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち全回出席しています。弁護士としての専門的見地から、当社の法務・リスク領域に関し、様々な視点からの提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。</p>

役職及び氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 鶴見 真利子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全回、監査等委員会18回のうち全回出席しています。公認会計士としての専門的見地から、当社の会計・財務領域に関し、適宜意見やアドバイスを述べています。
取締役（監査等委員） 小林 仁子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全回、監査等委員会18回のうち全回出席しています。公認会計士としての専門的見地から、当社の会計・財務領域に関し、適宜意見やアドバイスを述べています。
取締役（監査等委員） 黒須 篤夫	2025年3月28日就任以降、当事業年度の在任期間中に開催された取締役会13回のうち12回、監査等委員会14回のうち13回出席しています。内部監査及び監査役としての豊富な経験と幅広い専門的見地から、当社の成長・価値向上に関し、適宜意見やアドバイスを述べています。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には各種ユーザーサービスのSOC 2 Type 2の報告書作成業務についての対価が含まれております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の何れかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるときは、当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会決議を経て株主総会へ提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は経営理念等、コンプライアンス体制に関わる「コンプライアンス・リスク管理規程」等を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。
- ロ. コンプライアンスを横断的に統括するコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図っております。
- ハ. 内部監査室長は、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、代表取締役会長に報告するものとしております。
- ニ. 当社内における法令遵守上疑義がある行為については、外部専門機関を通報窓口とする内部通報制度を設け、社内の自浄作用による問題の早期是正を図ることとしております。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済活動や社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くとともに、あらゆる関係の排除に努めます。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、「文書管理規程」等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理しております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、企業経営に関わる危機、リスクの発生防止及び発生時に損失を最小限に防止する体制を整えております。発生時につきましても、「リスク対応規程」により早期に対応することとしております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度の導入により、監督責任と執行責任の明確化及び業務執行の迅速化に努めております。取締役会は、毎月1回定時取締役会を開催しており、経営方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項が全て付議され決定されるとともに、業績進捗につきましても議論し対策を検討し運用の充実を図っております。

⑤ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、正確で信頼性のある財務報告を作成するための内部統制を適切な整備、運用及び維持を目的とし、「財務報告に係る内部統制についての基本方針」を定め、当該基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、補助者という。）に関する事項並びに補助者の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社には、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議の上、合理的な範囲で配置することにしております。なお、当該使用人を置いた場合には、その任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定について監査等委員会の同意を得ることにより監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものいたします。

⑦ 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する事項

取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、法令に定められた事項のほか、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその他監査等委員の職務遂行上必要なものとして求められた事項について、速やかに監査等委員に報告することとしております。

内部監査担当者は、監査等委員会に対して、適宜担当職務の執行状況を報告しております。

当社は、報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いはいりません。

⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の遂行について生じる費用の前払、又は償還の手続その他の当該職務について生じる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求等に従い速やかに処理することとしております。

⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けられることとしております。
- ロ. 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、監査等委員の求めに応じ、監査の職務遂行上、必要なヒアリングの実施に協力しております。
- ハ. 取締役（監査等委員である者を除く。）は、監査等委員の求めに応じ、監査等委員と随時意見交換を実施し、相互の意思疎通を図るとともに、監査等委員監査が実効的に行われる体制を構築しております。
- ニ. 監査等委員の職務執行にあたり、監査等委員が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等外部専門家との連携を図れる環境を整備しております。
- ホ. 監査等委員は、内部監査担当者、会計監査人と内部統制の状況等について意見交換を行い、相互連携を図っております。
- ヘ. 監査等委員が前号の費用その他その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに、当該費用又は債務を処理しております。また、監査等委員の職務に必要な費用を負担するため一定額の予算を設けております。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を17回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

②リスクマネジメント体制の構築について

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処によるリスクマネジメント体制の強化を図っています。

③コンプライアンス体制について

当社の役員及び従業員は常時最新版の「規程集」を閲覧、参照することができます。コンプライアンス意識の醸成に努め、内部通報制度を活用するなどしてコンプライアンス問題の早期発見・未然防止を図っています。

#### ④財務報告の信頼性の確保について

財務報告の信頼性を確保するため、監査法人と監査契約を締結して監査を受けるとともに、内部監査部門及び監査等委員と連携することで財務報告に係る内部統制の改善等を実施し、取締役会に報告いたしました。

#### ⑤監査等委員の職務の執行について

当事業年度において、監査等委員は全ての取締役会に出席しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜執行部門に対して助言や提言を行いました。また、監査等委員は取締役会で取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

#### ⑥反社会的勢力排除について

取引先との契約書などには反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、従業員に対しては、反社会的勢力排除について「反社会的勢力対応規程」に記載し、その意識を高めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先し、企業価値の向上を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としては、財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決議機関は株主総会であります。また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化を図りながら、優秀な人材の採用等の必要運転資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用していく方針であります。

(注) この事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,382,630	流 動 負 債	2,642,639
現金及び預金	4,604,690	買掛金	285,296
売掛金	417,932	短期借入金	145,000
仕掛品	11,971	1年内償還予定の社債	20,000
貯蔵品	5,499	1年内返済予定の長期借入金	111,701
前払費用	341,089	未払金	148,328
その他	1,446	未払費用	218,487
固 定 資 産	1,947,784	未払法人税等	348,809
有 形 固 定 資 産	269,792	前受収益	1,224,807
建物	443,094	その他	140,207
車両運搬具	9,583	固 定 負 債	409,389
工具、器具及び備品	280,982	社債	70,000
建設仮勘定	9,790	本社移転損失引当金	79,101
減価償却累計額	△473,658	資産除去債務	260,287
無 形 固 定 資 産	336,255	負 債 合 計	3,052,028
ソフトウェア	313,022	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア仮勘定	23,232	株 主 資 本	4,278,386
投資その他の資産	1,341,736	資 本 金	100,000
長期前払費用	13,441	資 本 剰 余 金	1,402,923
長期預金	400,000	資本準備金	105,456
繰延税金資産	159,633	その他資本剰余金	1,297,467
敷金及び保証金	659,461	利 益 剰 余 金	2,911,232
その他	109,200	その他利益剰余金	2,911,232
資 産 合 計	7,330,415	繰越利益剰余金	2,911,232
		自 己 株 式	△135,769
		純 資 産 合 計	4,278,386
		負 債 純 資 産 合 計	7,330,415

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,191,612
売上原価	2,731,044
売上総利益	4,460,567
販売費及び一般管理費	3,069,700
営業利益	1,390,867
営業外収益	
受取利息	5,800
為替差益	494
保険配当金	1,272
補助金収入	1,102
その他	427
	9,096
営業外費用	
支払利息	3,128
社債発行費	1,109
固定資産除却損	0
上場関連費用	18,023
その他	335
	22,597
経常利益	1,377,366
特別損失	
本社移転費用	121,207
税金引当	121,207
税引前当期純利益	1,256,158
法人税、住民税及び事業税	454,745
法人税等調整額	△87,585
当期純利益	888,998

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	純 資 産 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	100,000	105,456	680,921	786,377	2,022,234	2,022,234	△250,072	2,658,540	2,658,540
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益					888,998	888,998		888,998	888,998
自己株式の処分			616,545	616,545			114,302	730,848	730,848
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	616,545	616,545	888,998	888,998	114,302	1,619,846	1,619,846
当 期 末 残 高	100,000	105,456	1,297,467	1,402,923	2,911,232	2,911,232	△135,769	4,278,386	4,278,386

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

ユーソナー株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	善	方	正	義
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	東	執	朋

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユーソナー株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。なお、監査等委員黒須篤夫氏は2025年3月31日付で就任いたしました。就任前の期間における監査事項につきましては在任の監査等委員より説明を聞くとともに重要な決裁書類等を閲覧し、取締役等及び会計監査人より報告を受け、監査いたしました。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

ユーソナー株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 工 藤 遥 香 ㊟  
監 査 等 委 員 鶴 見 真 利 子 ㊟  
監 査 等 委 員 小 林 仁 子 ㊟  
監 査 等 委 員 黒 須 篤 夫 ㊟

(注) 監査等委員鶴見真利子、小林仁子及び黒須篤夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	福 富 七 海 (1954年8月5日)	1981年2月 (株) ローソン入社 1986年11月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ (株) 入社 1990年9月 当社設立、代表取締役社長就任 2001年11月 当社代表取締役CEO就任 2012年6月 当社代表取締役社長就任 2019年2月 当社代表取締役会長兼CEO就任 2022年9月 当社代表取締役会長就任 (現任)	4,052,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 1990年の創業から当社の発展を牽引するなど経営に関して豊富な経験・実績・知見を有しており、当社の経営推進と継続的成長のために強いリーダーシップを発揮していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き候補者としております。</p>			
2	長 竹 克 仁 (1975年10月23日)	2000年4月 当社入社 2014年7月 当社企画グループ 執行役員就任 2019年2月 当社代表取締役社長兼COO就任 2022年9月 当社代表取締役共同社長就任 2024年6月 当社代表取締役社長就任 (現任)	-
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社入社以来、営業部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に遂行。2019年2月に代表取締役社長就任以来、当社の経営責任者としての実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	おき た ふ じ お 置 田 富 士 夫 (1962年5月14日)	1981年4月 カネボウ(株)入社 1987年1月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ (株)入社 1990年9月 (株)ハチレイハチロク設立 1991年3月 当社入社 1991年11月 当社常務取締役就任 2000年1月 当社取締役CIO就任(現任)	—
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社入社以来、顧客向けITツールの開発部門を中心に当社業務を経験し豊富な知識と経験を有しており、当社経営に貢献することが期待できることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き候補者としております。		
4	きた ざわ みつ たけ 北 澤 光 剛 (1980年8月11日)	2003年4月 当社入社 2011年6月 日清紡ホールディングス(株)入社 2024年8月 当社入社 管理本部執行役員就任 2024年9月 当社取締役就任(現任)	—
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社入社以来、管理部門を中心に当社業務を経験し豊富な知識と経験を有しており、当社経営に貢献することが期待できることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き候補者としております。		
5	※ すず き あや の 鈴 木 彩 乃 (1988年2月2日)	2010年4月 当社入社 2014年7月 当社営業本部 マネージャー就任 2020年6月 当社営業本部企画グループ 執行役員就任 (現任)	—
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社入社以来、営業部門にて当社業務を経験し豊富な知識と経験を有しており、当社経営に貢献することが期待できることから、当社取締役として適任であると判断し候補者としております。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
6	か わい ひろ よ 河 谷 浩 代 (1970年8月8日)	1998年11月 ベンフィールド・グループ入社 2002年4月 国立研究開発法人 情報通信研究機構 入社 2005年12月 野村證券(株)入社 2008年2月 エーオン・リスク・サービスズ・ジャパン (株)入社 2010年10月 CLS銀行入行 2016年3月 キリバ・ジャパン(株)入社 2017年3月 アイテ・グループ入社 2018年10月 NTTデータFA保険システムズ・ジャパン (株)入社 2020年10月 ウィプロ・ジャパン(株)入社 2023年11月 日本タタ・コンサルタンシー・サービスズ (株)入社 2024年3月 当社取締役就任(現任) 2026年1月 アイビーエス・ソフトウェア・ジャパン (株)に入社 Account Director就任 (現任)  (重要な兼職の状況) -	-
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>数々の経歴で培われたマーケティング及びシステム等に関する豊富な経験と実績を有しております。また、報酬委員会の委員を務め、委員会での審議等を行っていただいております。社外取締役として客観的な立場から取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
7	※ ドーフ ジョン DORFF JOHN クリストファー CHRISTOPHER (1966年1月21日)	1991年1月 プライス・ウオーターハウス [現プライ スウオーターハウスクーパース] (ハワ イ州ホノルル) 入社 1994年10月 エクリプスコンピューティング (株) 入社 マネージャー就任 1998年3月 (株) サスインスティテュートジャパン [現SAS Institute Japan (株)] 入社 ディレクター就任 2000年6月 アクシオム・コーポレーション入社 日本における代表者就任 2000年12月 (株) ランドスケイプ [現ユーソナー (株)] 取締役就任 2002年6月 グローバル・アクセス・アドヴァイザリ ー・パートナーズ・エルエルシー設立 代表取締役社長就任 2003年12月 エクスペリアンジャパン (株) 代表取締役就任 2004年12月 エクスペリアンジャパン (株) 監査役就任 2009年3月 TMFジャパン (株) [現TMF Group (株)] 代表取締役就任 2010年9月 グルーポン・ジャパン (株) 監査役就任 2011年4月 リンクトイン・ジャパン (株) 代表取締役就任 2013年6月 LEGOLAND Japan (株) [現LEGOLAND Japan (同)] 代表取締役就任 2017年9月 EY税理士法人 パートナー 2019年10月 デロイトトーマツ税理士法人 パートナー 2025年9月 (同) チームドーフ設立 代表社員就任 (現任) (重要な兼職の状況) (同) チームドーフ代表社員	-
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 代表取締役をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有してお ります。社外取締役として客観的な立場から取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいた だけるものと期待しております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
8	※ とみ なが あらた 富 永 新 (1958年1月24日)	1980年4月 日本銀行入行 2008年5月 日本銀行金融機構局上席考査役兼参事役 就任 2013年6月 (株) セールスフォース・ドットコム [現 (株) セールスフォース・ジャパン] 金融 プロジェクト担当アドバイザー就任 2021年6月 (株) プロトコーポレーション 常勤社外監査役就任 (重要な兼職の状況) -	-
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>日本銀行において長年にわたりシステムリスク考査を主導したほか、(株) セールスフォース・ジャパンでは金融機関にクラウド導入を説明するなど、金融・IT分野における豊富な経験・知見を有しております。社外取締役として客観的な立場から取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 鈴木彩乃氏の戸籍上の氏名は、長竹彩乃氏であります。
4. 河合浩代氏、DORFF JOHN CHRISTOPHER氏及び富永新氏は、社外取締役候補者であります。
5. 河合浩代氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 取締役等の選任・指名を行う際の方針と手続  
 当社では、社外取締役については、企業経営、法律、財務・会計等に関する専門的知見等を有し、幅広い視点から経営に対した確な提言・助言を行うことのできる方を選任する方針とし、上記の方針に基づき、取締役会において社外取締役候補者を決定しております。
7. 当社は、河合浩代氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、DORFF JOHN CHRISTOPHER氏及び富永新氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

8. 当社は、河合浩代氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、後述の場合を除く）補償契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、DORFF JOHN CHRISTOPHER氏及び富永新氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
- ・ 争訟費用のうち通常要する費用の額を超える部分
  - ・ 当社が損害金等を賠償するとすれば被補償者である取締役（以下「被補償者」という。）が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分
  - ・ 被補償者とその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う損害金等の全部又、当社が被補償者に対し補償金を支払った後であっても、次の事項に該当する場合には、被補償者は当社に対して補償金の全部又は一部を返還することとしております。
  - ・ 被補償者が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等の全部
  - ・ 本契約に基づき補償を受けた費用等の全部又は一部について補償を受けることができないことが判明した場合には、補償を受けた費用等のうち本契約に基づき補償を受けることができない部分
  - ・ 当社が保険者との間で締結する保険契約のうち被補償者とその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、被補償者を被保険者とするものに基づき、被補償者が保険者から填補を受けた場合には、補償を受けた費用等のうち当該填補を受けた部分
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員でない取締役を含む被保険者の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、後述の場合を除く）。各候補者が監査等委員でない取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- ・ 当社及び役員等が違法に利益または便宜を得た場合
  - ・ 法令及び当社社内規程等に違反することを認識しながら行った行為
10. 当社は、河合浩代氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、DORFF JOHN CHRISTOPHER氏及び富永新氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役4名のうち、工藤遥香氏、鶴見真利子氏及び小林仁子氏が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	く ど う は る か 工藤遥香 (1995年10月2日)	2018年4月 当社入社 2022年12月 当社常勤監査役就任 2024年3月 当社取締役（常勤監査等委員）就任 (現任)	—
<b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b> 当社入社以来、当社サービスの根幹であるLBCに携わることで培った専門的な知識等を有しており、今後も引き続き、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	こ ばやし さと こ 小 林 仁 子 (1980年6月3日)	2005年6月 水垣公認会計士事務所入所 2007年1月 あらた監査法人〔現PwC Japan有限責任監査法人〕入所 2010年7月 公認会計士登録 2011年7月 小林孝雄税理士事務所入所（現任） 2011年7月 小林仁子公認会計士事務所開設所長就任（現任） 2011年9月 税理士登録 2021年10月 （株）ニッソウ 社外監査役就任 2022年10月 （株）ニッソウ 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2022年12月 オプティメッドホールディングス（株）社外監査役就任（現任） 2022年12月 （株）サン・システム 社外監査役就任（現任） 2022年12月 オプティメッドあいず（株）社外監査役就任（現任） 2024年9月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2025年5月 （株）STホールディングス 社外監査役就任（現任） 2026年1月 昭光通商（株）社外取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 小林孝雄税理士事務所 小林仁子公認会計士事務所所長 （株）ニッソウ 社外取締役（監査等委員） オプティメッドホールディングス（株）社外監査役 （株）サン・システム 社外監査役 オプティメッドあいず（株） 社外監査役 （株）STホールディングス 社外監査役 昭光通商（株）社外取締役	-
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>公認会計士および税理士として、会計税務に関する深い見識を有しており、また、報酬委員会の委員を務め、委員会での審議等を行っていただいております。上記の理由から、今後も引き続き、専門的知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	※ 清水陽平 (1982年3月6日)	2007年9月 弁護士登録(東京弁護士会) 2007年9月 小笠原国際総合法律事務所 入所 2008年9月 (株)メディアゲイン 入社 2010年11月 法律事務所アルシエン開設 共同代表 パートナー就任(現任) 2018年6月 (一財)情報法制研究所(JILIS) 上席研究員就任(現任) (重要な兼職の状況) 法律事務所アルシエン 共同代表パートナー	-
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、累計100社以上の顧問先企業に対して、企業法務を中心に種々の助言を提供しています。上記の理由から、専門的知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 小林仁子氏及び清水陽平氏は、社外取締役候補者であります。
4. 小林仁子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年6ヶ月となります。
5. 取締役等の選任・指名を行う際の方針と手続  
 当社では、社外取締役については、企業経営、法律、財務・会計等に関する専門的知見等を有し、幅広い視点から経営に対した的確な提言・助言を行うことのできる方を選任する方針とし、上記の方針に基づき、取締役会において社外取締役候補者を決定しております。
6. 当社は、小林仁子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、清水陽平氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、小林仁子氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、後述の場合を除く）補償契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、清水陽平氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
- ・争訟費用のうち通常要する費用の額を超える部分
  - ・当社が損害金等を賠償するとすれば被補償者である取締役（以下「被補償者」という。）が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分
  - ・被補償者とその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う損害金等の全部又、当社が被補償者に対し補償金を支払った後であっても、次の事項に該当する場合には、被補償者は当社に対して補償金の全部又は一部を返還することとしております。
  - ・被補償者が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等の全部
  - ・本契約に基づき補償を受けた費用等の全部又は一部について補償を受けることができないことが判明した場合には、補償を受けた費用等のうち本契約に基づき補償を受けることができない部分
  - ・当社が保険者との間で締結する保険契約のうち被補償者とその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、被補償者を被保険者とするものに基づき、被補償者が保険者から填補を受けた場合には、補償を受けた費用等のうち当該填補を受けた部分
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査等委員である取締役を含む被保険者の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、後述の場合を除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- ・当社及び役員等が違法に利益または便宜を得た場合
  - ・法令及び当社社内規程等に違反することを認識しながら行った行為
9. 当社は、小林仁子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、清水陽平氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2024年3月29日に開催した第34期定時株主総会において年額1,000,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入したいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現在の対象取締役は5名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、5名となります。

本制度では、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずに無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として付与し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受けるものとします（以下「現物出資方式」といいます。）。

本制度に基づき、無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年8万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。また、本制度に基づき、無償交付方式及び現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総額は、上記のとおり、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、無償交付方式及び現物出資方式をあわせて、年額300,000千円以内といたします（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。）。そして、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

さらに、本制度に基づき当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位をいずれも喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位をいずれも喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記(2)に定めるいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位をいずれも喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2024年9月13日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告18頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、現物出資方式の場合には、本割当株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員及び従業員の一部に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式の付与制度を導入する予定です。

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

**会場** 東京オペラシティタワー 7階 会議室1b  
(7階へは、2階よりいずれのエレベーターでもお越しいただけます。)  
東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 電話 (03) 5333-1711

**交通** 京王新線 | (都営新宿線乗り入れ)「初台駅」 | 東口より徒歩3分

